平成２１年（フ）第８６号
三重県多気郡明和町大字明星270番地
債務者　西尾　みよ
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第８８号
三重県松阪市大石町241番地
債務者　青木　慎治
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１１９１号
京都市西京区川島玉頭町21番地２　グリーンビュー102、住民票上の住所京都市西京区川島玉頭町21番地２　グリンビュー102
債務者　岡　　誠司
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２８号
京都市右京区太秦多藪町19番地１　太秦マンション103山下栄一方
債務者　北村喜与美こと　北村喜與美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６７号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３号棟731
債務者　岸本　里穂（旧姓西宮）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１８号
京都市中京区壬生森町51番地の27
債務者　川部　　太
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３３号
京都府長岡京市久貝２丁目17番５号
債務者　西盛　リエ
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６８号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　下鳥羽市営住宅１棟1113号
債務者　馬口千都世
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１０号
京都市南区東九条西岩本町３番地
債務者　伊東　**隆**三
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５９号
京都府長岡京市下海印寺上内田56番地15
債務者　藤井　靖史
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８７号
京都市東山区今熊野椥ノ森町４番地
債務者　礒井　泰子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９５号
京都市伏見区向島西堤町56番54、住民票上の住所京都市下京区醒ケ井通高辻下る住吉町496番地　ベル・クローチェ京都洛央1002号室
債務者　髙田　　均
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９６号
京都市伏見区向島西堤町56番54、住民票上の住所京都市下京区醒ケ井通高辻下る住吉町496番地　ベル・クローチェ京都洛央1002号室
債務者　髙田　ミヱ
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９８号
京都市左京区修学院薬師堂町11番地
債務者　嶋田レースこと　嶋田　良男
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１２号
京都市山科区竹鼻外田町14番地３　エクセル竹鼻102号室
債務者　長谷川末子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８９６号
堺市西区下田町15番15号
債務者　出口　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０４６号
大阪府富田林市若松町西２丁目1722番地３
債務者　中西　久美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係